

令和3年度 支援金・補助金 一覧

R3/7/7 時点

No.	名称	対象事業者	要件・条件	補助対象経費	給付額・補助額	期間	リンク
①	【経済産業省】 月次支援金	中小企業、個人事業主	(1)緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている。 (2)緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置が実施された月の内、措置の影響を受けて月間売上高が2019年又は2020年の同月に比べて、50%以上減少している。 ※申請には登録確認機関での事前確認が必要です。伊勢商工会議所では、 <u>《会員事業所》</u> に限り、事前確認を行っております。予めご了承ください。	-	【中小法人】上限20万円 【個人事業主】上限10万円	【申請期間】 <4月分/5月分> 令和3年6月16日(水)～ 令和3年8月15日(水) <6月分> 令和3年7月1日(木)～ 令和3年8月31日(火)	特設ホームページ
②	【三重県】 時短要請協力金(R3.4/26～5/11) <第1期>	※公募は終了しました。					
③	【三重県】 時短要請協力金(R3.5/12～5/31) <第2期>	※公募は終了しました。					
④	【三重県】 時短要請協力金(R3.6/1～6/20) <第3期>	中小企業 (個人事業主を含む)、 大企業	(1)令和3年6月1日～6月20日の期間、営業終了時刻を20時までに短縮、または、休業している。 (2)県内の飲食店であり、令和3年5月31日以前から通常営業終了時刻が20時を超えている。加えて、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効である。 (3)カラオケ設備の利用を停止している。 【対象外店舗の具体例】 ・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニ、キッチンカー ・旅館やホテルの宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供している場合。	-	【中小企業】 1日あたり売上高に応じて、 25,000円～75,000円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の 40%(※上限20万円) ※詳細な支給金額の算定は、 県HPをご確認ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月21日(月)～ 令和3年8月6日(金)	特設ホームページ
⑤	【伊勢市】 伊勢市版事業継続支援金	※公募は終了しました。					
⑥	【三重県】 飲食店取引事業者等支援金 <飲食店取引事業者>	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、三重県緊急警戒宣言の適用区域内において、都道府県による休業、時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用停止の要請を受けた飲食店と直接かつ継続的な取引がある。 (3)事業を営むにあたり、必要な許可等を全て取得した上で、令和3年3月31日以前から開業している。 (4)令和3年4月と5月、それぞれの月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前々年の同月と比べて、30%以上減少している。 (5)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。(※重複不可)	-	【中小企業】 上限10万円/月 【個人事業主】 上限5万円/月 ※支給要件によっては、「月次支援金」 や「酒類販売事業者等支援金」の 支給額が上回る場合があります。 申請の際は、ご注意ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ

⑦	【三重県】 飲食店取引事業者等支援金 ＜タクシー事業者・自動車運転代行事業者＞	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)事業を営むにあたり、必要な許可等を全て取得した上で、令和3年3月31日以前から営業している。 (3)令和3年4月と5月、それぞれの月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前々年の同月と比べて、30%以上減少している。 (4)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。(重複不可)	—	【中小企業】 上限10万円／月 【個人事業主】 上限5万円／月 ※支給要件によっては、「月次支援金」の支給額が上回る場合があります。申請の際は、ご注意ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ
⑧	【三重県】 飲食店取引事業者等支援金 ＜カラオケ設置事業者・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者＞	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)三重県の実施する時短要請の対象ではないが、県によるカラオケ設備の利用停止に応じ、終日、カラオケ設備の利用を取りやめたカラオケ設置事業者。 (3)事業を営むにあたり、必要な許可等を全て取得した上で、令和3年3月31日以前から営業している。 (4)令和3年5月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前々年の同月と比べて、30%以上減少している。 (5)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。(※重複不可)	—	【中小企業】 上限10万円／月 【個人事業主】 上限5万円／月 ※支給要件によっては、「月次支援金」の支給額が上回る場合があります。申請の際は、ご注意ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ
⑨	【三重県】 酒類販売事業者等支援金	要件・条件(1)及び(2)に該当する事業者	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)酒類製造免許、酒類小売免許、酒類卸売免許のいずれかを取得した上で、令和3年3月31日以前から営業している。 (3)令和3年4月と5月、それぞれの月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前々年の同月と比べて、30%以上50%未満減少している。 (4)緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県による休業、時短営業、酒類提供自粛の要請を受けた飲食店又はその間接取引先(卸売業者、小売業者等)と、継続的な取引を行っている。 (5)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県飲食店取引事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。(※重複不可)	—	【中小企業】 上限10万円／月 【個人事業主】 上限5万円／月 ※支給要件によっては、「月次支援金」の支給額が上回る場合があります。申請の際は、ご注意ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ
⑩	【三重県】 観光事業者支援金 ＜宿泊事業者＞	要件・条件(1)に該当する事業者	(1) i 又は ii に該当する県内で不特定多数の旅行者の利用に供する宿泊施設を営業している。 i .旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の三重県理事の許可を受けている。 ii .住宅宿泊事業法第3条の届出のある施設(民泊) (2)令和2年6月30日以前から営業しており、必要な許可等を全て取得している。 (3)令和3年4月、5月、6月のいずれかの売上月額が前年又は前々年と比べて、30%以上減少している。 (4)観光事業者版『みえ安心おもてなし施設認証制度』への登録申請を行う。 (5)「三重県飲食店時短要請協力金(4月26日以降)」、「三重県飲食店取引事業者等支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」を受給又は受給予定ではない。(※重複不可)	—	<支給額> 令和元年又は令和2年の「基準月」の売上ー令和3年の「対象月」の売上 <上限額> 【民泊】30万円 【簡易宿所】 1～99人…30万円 100人～…70万円 【ホテル・旅館】 1～49人…30万円 50～74人…70万円 75～99人…100万円 100～124人…120万円 125～149人…140万円 150～174人…160万円 175～199人…180万円 200人～…200万円	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月21日(月)～ 令和3年8月31日(火)	特設ホームページ
⑪	【三重県】 観光事業者支援金 ＜観光施設＞	要件・条件(1)に該当する事業者	(1) i 又は ii に該当する県内に「観光施設」を有し、観光客の為に施設を有料で提供している。 i .観光庁の「観光入込客数に関する共通基準」に基づき、県内各市町へ入込客数を報告している。 ii .観光客を受入れていることが客観的に判断でき、かつ、令和元年の入込客数を把握している。 (2)令和2年6月30日以前から営業している。 (3)令和3年4月、5月、6月のいずれかの売上月額が前年又は前々年と比べて、30%以上減少している。 (4)観光事業者版『みえ安心おもてなし施設認証制度』への登録申請を行う。 (5)「三重県飲食店時短要請協力金(4月26日以降)」、「三重県飲食店取引事業者等支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」を受給又は受給予定ではない。(※重複不可)	—	<支給額> 令和元年又は令和2年の「基準月」の売上ー令和3年の「対象月」の売上 <上限額> 1千人～1万人未満…30万円 1万人～5万人未満…50万円 5万人～10万人未満…75万円 10万人～15万人未満…100万円 15万人～20万人未満…150万円 20万人～…200万円	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月21日(月)～ 令和3年8月31日(火)	特設ホームページ

⑫	<p>【三重県】 観光事業者支援金 ＜土産物店＞</p>	要件・条件(1)に該当する事業者	<p>(1) i～iiiのいずれかに該当する県内に「土産物店」を有し、観光客に対して三重県に因んだ品物を販売している。 i. 令和3年6月1日時点で『三重県観光連盟公式サイト』や市町の観光協会HPに掲載されている。 ii. 協同組合三重県物産振興会の組合員 iii. 『みえ得トラベル地域応援クーポン』取扱店 (2) 令和2年6月30日以前から営業している。 (3) 令和3年4月、5月、6月のいずれかの売上月額が前年又は前々年と比べて、30%以上減少している。 (4) 観光事業者版『みえ安心おもてなし施設認証制度』への登録申請を行う。 (5) 『三重県飲食店時短要請協力金(4月26日以降)』、『三重県飲食店取引事業者等支援金』、『三重県酒類販売事業者等支援金』を受給又は受給予定ではない。(※重複不可)</p>	-	<p>＜支給額＞ 令和元年又は令和2年の「基準月」の売上ー令和3年の「対象月」の売上 ＜上限額＞ 【中小企業】 上限30万円 【個人事業主】 上限15万円</p>	<p>(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月21日(月)～ 令和3年8月31日(火)</p>	<p>特設ホームページ</p>
⑬	<p>【三重県】 観光事業者支援金 ＜体験事業者＞</p>	要件・条件(1)に該当する事業者	<p>(1) i又はiiのいずれかに該当し、県内にて「体験事業」を実施している。 i. 『三重まるごと自然体験』、『三重県観光連盟公式サイト』、市町の観光協会HP、じゃらん・アソビュー等のOTAサイトで掲載されている。 ii. 観光客に対して体験事業を提供していることが客観的に判断できる。 (2) 令和2年6月30日以前から、観光客に対して三重の魅力伝える体験事業を提供している。 (3) 令和3年4月、5月、6月のいずれかの売上月額が前年又は前々年と比べて、30%以上減少している。 (4) 観光事業者版『みえ安心おもてなし施設認証制度』への登録申請を行う。 (5) 『三重県飲食店時短要請協力金(4月26日以降)』、『三重県飲食店取引事業者等支援金』、『三重県酒類販売事業者等支援金』を受給又は受給予定ではない。(※重複不可)</p>	-	<p>＜支給額＞ 令和元年又は令和2年の「基準月」の売上ー令和3年の「対象月」の売上 ＜上限額＞ 上限10万円</p>	<p>(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月21日(月)～ 令和3年8月31日(火)</p>	<p>特設ホームページ</p>
⑭	<p>【経済産業省】 事業再構築補助金</p>	<p>※公募は終了しました。 第3回公募は7月下旬を予定しています。</p>					
⑮	<p>【三重県】 第2回 新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金</p>	<p>※公募は終了しました。</p>					
⑯	<p>【三重県】 新型コロナウイルス感染症 感染防止対策強化推進補助金 ※先着順</p>	<p>※予算額に達した為、公募は終了しました。</p>					
⑰	<p>【日本商工会議所】 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞</p>	小規模事業者 (個人事業主を含む)	<p>(1) 販路開拓・新規顧客獲得に取り組む事業計画を策定する。 (2) 申請を希望する回の受付締切日の前10ヵ月以内に『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞』の採択・交付決定を受けていない。 (3) 申請を希望する回の受付締切日の前10ヵ月以内に『令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞』の採択・交付決定を受けていない。 (4) 医師・歯科医師・助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者ではない。 ※現在、公募中の『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞』との同時申請は可能ですが、双方の採択を受けた場合は、いずれかの補助事業を取上げまたは廃止を行う必要があります。</p>	<p>①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 ※新型コロナウイルス感染症に係る感染防止に資する経費に該当する補助対象経費はありません。</p>	<p>上限50万円(補助率2/3) ※令和2年1月1日以降、設立の法人又は税務署に開業届を提出した個人事業主は、上限が100万円に引き上がります。</p>	<p>(郵送:当日消印有効) 第6回 【締切日】 令和3年10月1日(金) 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年7月31日(日) 第7回 【締切日】 令和4年2月4日(金) 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年11月30日(水) ※『GビズID プライムアカウント』でも申請が可能です。</p>	<p>特設ホームページ</p>

⑱	<p align="center">【全国商工会連合会】 小規模事業者持続化補助金 ＜低感染リスク型ビジネス枠＞</p>	<p align="center">小規模事業者 (個人事業主を含む)</p>	<p>(1)ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立される為の対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業である。</p> <p>(2)申請を希望する回の受付締切日の前10ヵ月以内に『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞』の採択・交付決定を受けていない。</p> <p>(3)『令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞』の採択・交付決定を受けていない。</p> <p>(4)医師・歯科医師・助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者ではない。</p> <p>※現在、公募中の『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞』との同時申請は可能ですが、双方の採択を受けた場合は、いずれかの補助事業を取上げまたは廃止を行う必要があります。</p>	<p>①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費(オンラインに限る) ④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費 ⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費(※1)</p> <p>※1:補助金総額の1/4(25万円)が上限。補助上限額に上乗せされるものではありません。また、⑫感染防止対策費のみでの申請は不可。</p>	<p>上限100万円(補助率3/4) ※令和3年1月8日以降に発生し、発注・契約・納品・支払・使用が行われた経費についても、適及適用が可能。</p>	<p>第3回 【締切日】 令和3年9月8日(水) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年6月30日(木)</p> <p>第4回 【締切日】 令和3年11月10日(水) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年8月31日(水) ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。</p>	<p align="center">特設ホームページ</p>
⑲	<p align="center">【全国中小企業団体中央会】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ＜一般型(新特別枠含む)＞</p>	<p align="center">中小法人、個人事業主</p>	<p>【通常枠】 (1)「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に向けた設備・システムの導入。 (2) i～iiiを全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 i. 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ii. 最低賃金を地域別最低賃金+30円以上にする。 iii. 付加価値額を年率平均3%以上増加させる。</p> <p>【新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)】 (1)物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発 (2)物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善 (3)ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資</p>	<p>【通常枠】 ①機械装置・システム構築費 ②技術導入費、知的財産権等関連経費 ※補助対象経費総額の1/3が上限 ③専門家経費、外注費 ※補助対象経費総額の1/2が上限 ④運搬費、原材料費 ⑤クラウドサービス利用費</p> <p>【新特別枠】 ⑥広告宣伝・販売促進費 ※補助対象経費総額の1/3が上限</p>	<p>【通常枠】 100万円～1,000万円 (中小企業者:補助率1/2) (小規模事業者:補助率2/3)</p> <p>【新特別枠】 100万円～1,000万円 (補助率2/3)</p> <p>※単価50万円(税抜)以上の設備投資を必ず盛り込む。</p>	<p>第7回 【申請受付期間】 令和3年6月3日(木)～ 令和3年8月17日(木) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～10ヵ月以内 ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。</p>	<p align="center">特設ホームページ</p>
⑳	<p align="center">【全国中小企業団体中央会】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ＜グローバル展開型＞</p>	<p align="center">中小法人、個人事業主</p>	<p>(1)「海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法改善」に向けた設備・システム導入の内、①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業、のいずれかに合致する。</p> <p>(2) i～iiiを全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 i. 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ii. 最低賃金を地域別最低賃金+30円以上にする。 iii. 付加価値額を年率平均3%以上増加させる。</p>	<p>【通常枠】 ①機械装置・システム構築費 ②技術導入費、知的財産権等関連経費 ※補助対象経費総額の1/3が上限 ③専門家経費、外注費 ※補助対象経費総額の1/2が上限 ④運搬費、原材料費 ⑤クラウドサービス利用費 ⑥海外旅費 ※補助対象経費総額の1/5が上限</p>	<p>1,000万円～3,000万円 (中小企業者:補助率1/2) (小規模事業者:補助率2/3)</p> <p>※単価50万円(税抜)以上の設備投資を必ず盛り込む。</p>	<p>第7回 【申請受付期間】 令和3年6月3日(木)～ 令和3年8月17日(木) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～10ヵ月以内 ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。</p>	<p align="center">特設ホームページ</p>
㉑	<p align="center">【(一社)サービスデザイン推進協議会】 IT導入補助金(A・B類型) ＜通常枠＞</p>	<p align="center">中小法人、個人事業主</p>	<p>【類型共通】 (1)日本国内で事業を営む法人又は個人事業主である。 (2)交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上である。 (3)独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が実施している「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っている。 (4)補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年後3%以上、3年後9%以上の数値計画を作成する。</p> <p>【B類型のみ】 (5) i～iiを全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 i. 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ii. 最低賃金を地域別最低賃金+30円以上にする。</p> <p>≪要件≫ 【A類型】 ①P-01～P-06の内、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ②①を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。 【B類型】 ①P-01～P-07の内、4種類以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ②①を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。</p>	<p>≪ITツールの分類≫ 大分類Ⅰ「ソフトウェア」 カテゴリー1:単体ソフトウェア 大分類Ⅱ「オプション」 カテゴリー3:機能拡張 カテゴリー4:データ連携ツール カテゴリー5:セキュリティ 大分類Ⅲ「役務」 カテゴリー6:導入コンサルティング カテゴリー7:導入設定・マニュアル作成・導入研修 カテゴリー8:保守サポート ≪ITツールの要件≫ 共P-01:顧客対応・販売支援 共P-02:決済・債権債務・資金改修管理 共P-03:調達・供給・在庫・物流 共P-04:会計・財務・経営 共P-05:総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情報システム 各鞘種P-06:業種固有プロセス 汎P-07:汎用・自動化・分析ツール</p>	<p>【A類型】 30万円～150万円未満 (補助率:1/2)</p> <p>【B類型】 150万円～450万円 (補助率:1/2)</p>	<p>第2回 【締切日】 令和3年7月30日(金) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～6ヵ月以内(予定) ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。</p>	<p align="center">特設ホームページ</p>

⑳	【(一社)サービスデザイン推進協議会】 IT導入補助金(C・D類型) <低感染リスク型ビジネス枠>	中小法人、個人事業主	<p>(1)日本国内で事業を営む法人又は個人事業主である。 (2)交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上である。 (3)独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が実施している「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っている。 (4)補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年後3%以上、3年後9%以上の数値計画を作成する。 (5) i ~ ii を全て満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 i . 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ii . 最低賃金を地域別最低賃金+30円以上にする。</p> <p>《要件》 【C類型】 ①IT導入支援事業者が提供し、予め事務局に登録されたITツールの内、業務の非対面化を前提とし、異なるプロセス間での情報共有や連携を行うことで、労働生産性の向上に寄与する連携型ソフトウェアを導入する。 ②P-01~P-07の内、2種類以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ③②を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。 ④連携型ソフトウェアを選択し、C類型の要件を満たす場合は、単一ツールも併せて申請することが可能となる。 【D類型】 ①事前に事務局に登録されたITツールの内、業務の非対面化及びクラウド対応されていることを前提とし、複数のプロセスにおける遠隔地等での業務を可能とすることで、労働生産性の向上に寄与するITツールを導入する。 ②P-01~P-07の内、2種類以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ③②を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。</p>	<p>《ITツールの分類》 大分類Ⅰ「ソフトウェア」 カテゴリ-1:単体ソフトウェア カテゴリ-2:連携型ソフトウェア 大分類Ⅱ「オプション」 カテゴリ-3:機能拡張 カテゴリ-4:データ連携ツール カテゴリ-5:セキュリティ 大分類Ⅲ「役務」 カテゴリ-6:導入コンサルティング カテゴリ-7:導入設定・マニュアル作成・導入研修 カテゴリ-8:保守サポート カテゴリ-9:ハードウェアレンタル 《ITツールの要件》 共P-01:顧客対応・販売支援 共P-02:決済・債権債務・資金改修管理 共P-03:調達・供給・在庫・物流 共P-04:会計・財務・経営 共P-05:総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情報システム 各鞘種P-06:業種固有プロセス 汎P-07:汎用・自動化・分析ツール</p>	<p>【C-1類型】 30万円~300万円未満 (補助率:2/3) 【C-2類型】 300万円~450万円 (補助率:2/3) 【D類型】 30万円~150万円 (補助率:2/3)</p>	<p>第2回 【締切日】 令和3年7月30日(金) 17時 【事業実施期間】 交付決定日~6か月以内(予定) ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』 が申請時に必要となります。 発行には2~3週間程度要する 場合がありますので、申請を お考えの方は、事前の取得を お願いいたします。</p>	<p>特設ホームページ</p>
㉑	三重県版経営向上計画実施支援補助金	中小企業 (個人事業主含む)	<p>(1)伊勢市内に本店(個人事業主の場合は住所)を有している。 (2)補助金申請時までに、補助対象となる取組みを盛り込んだ三重県版経営向上計画の「ステップ2」または「ステップ3」の認定を受けている。(認定年度は問わないが、実施計画において令和3年度に取組む事業であること) (3)過去に本補助金を利用したことがない。但し、「ステップ2」の認定計画により利用した場合は、新たに「ステップ3」の認定を受ける場合は、再度、申請が可能である。</p> <p>※三重県版経営向上計画の作成が必要な方は、右のリンクより申請様式をダウンロードしてください。 伊勢商工会議所では、計画作成のブラッシュアップ支援を行っています。</p>	<p>①機械装置等費 ②広報費 ③開発費 ④マーケティング調査費</p>	<p>上限20万円(補助率1/2)</p>	<p>随時募集(土・日・祝を除く) ※予算額に達した時点で終了 【事業実施期間】 交付決定日~ 令和4年1月31日(月)</p>	<p>特設ホームページ</p>
㉒	【伊勢市】 創業・移転促進補助金	伊勢市内で新たに 事業を開始する者	<p>(1)市内に住所を有し、事業を営んでいない個人。 (2)本市に住所がなく、事業開始までに住所を移す、または本市に転入して6か月以内の個人。 (3)市内に住所または本店を有し、申請日以降に先代から事業承継を行い、引継いだ事業の業態転換や新事業を行う個人または法人。 (4)市外で既に事業を営んでおり、本市に事業所を移し、事業開始時点で、本市に住所を有する個人または本店を移す法人。 ※(1)~(4)のいずれかに該当すること。</p>	<p>①改装工事費 ②設備費 ③マーケティング調査費 ④広報費 ⑤賃料 ※①改装工事費については、 施工業者が市内に本社・本店を 有していること。</p>	<p>【補助対象経費①~④】 要件・条件(1)または(3)に 該当する場合・・・上限50万円 要件・条件(2)または(4)に 該当する場合・・・上限100万円 (補助率1/2) 【補助対象経費⑤】 賃料(上限10万円/月)の6か月分 (補助率1/2)</p>	<p>随時募集(土・日・祝を除く) ※予算額に達した時点で終了 【第2回審査対象期間】 令和3年6月1日(火)~ 令和3年7月30日(金) 審査委員会:令和3年8月中旬 【第3回審査対象期間】 令和3年8月2日(月)~ 令和3年9月30日(木) 審査委員会:令和3年10月中旬</p>	<p>伊勢市ホームページ</p>

【問合せ先】 伊勢商工会議所 経営支援課 TEL:0596-25-5155